
異常事態！死亡災害の発生が止まりません！

福井労働基準監督署

福井労働基準監督署管内(福井市、坂井市、あわら市、永平寺町)の平成25年の死亡労働災害は8件となり、前年比+5件の大幅増加となったところですが、今年に入っても、1月に2件の死亡労働災害が発生し、その発生に歯止めがかからない異常な事態となっています。

各事業場におかれては、これまでに発生した死亡災害の発生原因等を踏まえ、特に次に掲げる事項について徹底していただきますようお願いします。

1 安全衛生管理体制の確立

労働災害の防止は事業者の責務です。経営トップは安全衛生方針を表明するとともに、法で定められた安全衛生管理体制を確立し、労働災害防止活動を実施しましょう。

2 リスクアセスメントの実施

労働災害防止対策は、過去に発生した労働災害を教訓に災害発生後に行う後追い型の対策ではなく、潜在的な労働災害のリスクを未然に除去・低減させる先取り型の対策が重要です。

リスクアセスメントについては「職場のあんぜんサイト」HPに実施支援システムがありますので活用しましょう。(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/)

3 機械設備の点検の実施

機械設備は本質安全化を図ることはもちろんですが、これら機械設備が常に良好な状態で保つためには日常点検や定期点検が必要です。特に法で定められている機械設備については、確実に定期自主検査(特定自主検査)を実施しましょう。

4 適正な作業方法の確立

安全作業マニュアルの作成に際しては、作業中の写真にわかりやすい言葉でコメントを入れるなど「安全の見える化」を積極的に推進しましょう。

5 有資格者による作業

車両系建設機械の運転など資格の必要な作業については、有資格者以外の方が作業をしないようにしましょう。

6 安全衛生教育の実施

繰り返し、計画的な実施が必要です。ときには、経営トップが教育の場に立ち、自らの経験をもとに安全に対する熱意や考え方を労働者に伝えることも重要です。

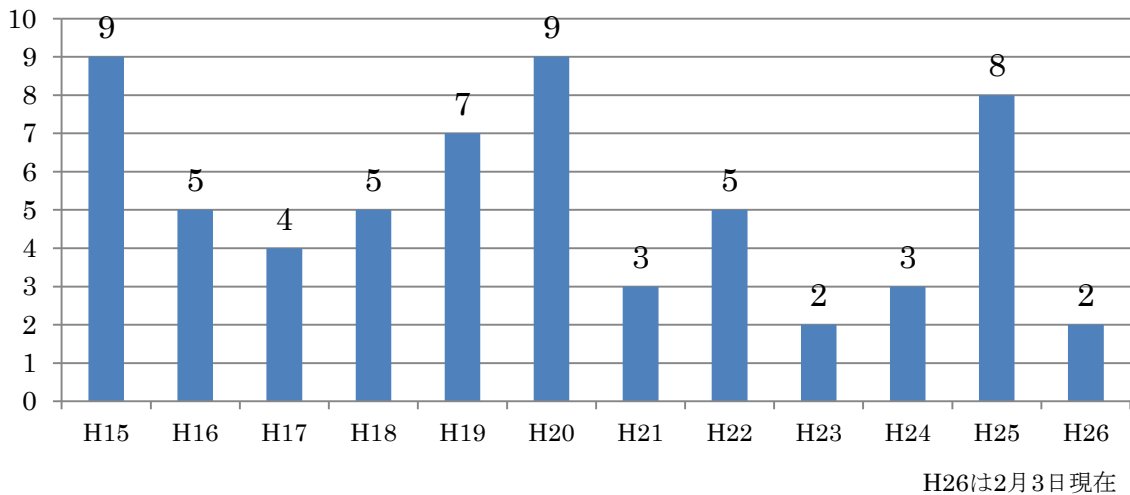
7 保護具の正しい使用

機械設備の本質安全化を図ってもなお残るリスクについては、最後の砦として保護具の着用があります。保護具は貸与するだけでなく、正しい使用方法で使用してこそ、本来の効果を発揮するものです。正しい使用方法・保守管理等についても安全衛生教育で周知・徹底しましょう。

平成26年の死亡災害発生状況(福井労働基準監督署管内、2月3日現在)

No.	発生日	業種	事故の型	起因物	年代	発生状況
1	1月	道路貨物 運送業	崩壊・ 倒壊	木材	50代	荷主先で、ウイング車に荷を積み込むため段取り作業(ウイングの片側を開け、養生用のベニヤ板の移動等)を行っていたところ、立て掛けていた養生用のベニヤ板(推定総重量約50kg)が倒れ押し出され、荷台(高さ1.3m)から墜落し頭部を強打して、1週間後に死亡した。
2	1月	清掃業	激突され	解体用 機械	50代	産業廃棄物の選別のため、車両系建設機械(解体用つかみ機)を使用し、廃材(クローラー:推定重量400kg)を持ち上げ、被災者を含む労働者2名で廃材に絡まっていた網を解こうとしていたところ、突然、同機械のアームを稼働させるための油圧ホースの一部が破損したことから、アームが下降し、廃材の直下で作業をしていた被災者の頭部に直撃して死亡した。

福井労働基準監督署管内における死亡災害の推移



平成25年休業4日以上之死傷災害発生状況(福井労働基準監督署管内、12月末速報値)

業種	年	福井労働基準監督署			福井県全体		
		25年	24年	前年同月比	25年	24年	前年同月比
製造業		121	128	-7 -5.5%	212	236	-24 -10.2%
建設業		48	61	-13 -21.3%	105	139	-34 -24.5%
道路貨物運送業		58	44	+14 +31.8%	82	68	+14 +20.6%
商業		68	55	+13 +23.6%	101	103	-2 -1.9%
接客娯楽業		36	34	-2 -5.9%	49	55	-6 -10.9%
清掃業		22	27	-5 -18.5%	31	37	-6 -16.2%
上記以外の事業		58	90	-32 -35.6%	125	165	-40 -24.2%
合計		411	439	-28 -6.4%	705	803	-98 -12.2%